

## 京都市上下水道局緊急工事に係る事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、京都市上下水道局（以下「当局」という。）が管理する水道施設及び公共下水道施設に係る緊急工事を、京都市上下水道局緊急工事契約取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第5条第1項第1号の概算契約方式により施工することに関し、必要な事項を定めるものである。

### (緊急工事の施工業者)

第2条 取扱要綱第5条第1項第1号の概算契約方式により施工する緊急工事（第3項に定める工事を除く。）を施工するときは、複数者による見積り合せを実施し、最低価格を提示した者に発注するものとする。

2 前項において京都市上下水道局工事の請負に係る随意契約ガイドラインの表中1（1）又は3に該当する工事を施工する場合等はこの限りでない。

3 取扱要綱第4条第3項の規定により、同項各号に掲げる工事（取扱要綱第5条第1項第2号の基本契約方式で実施する工事を除く。）を緊急工事として施工するときは、この要領の規定により緊急工事業者の登録をした者の中から選定した者に発注するものとする。

### (登録資格)

第3条 緊急工事業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の資格要件を全て満たさなければならない。

- (1) 京都市上下水道局競争入札有資格者名簿の「土木一式工事」に登載されていること。
- (2) 京都市内に本社又は主たる事業所を有していること。
- (3) 建設業法第3条に規定する「土木工事業」の許可を得ていること。
- (4) 国税及び市税等の未納がないこと。
- (5) 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査の評価（登録の届出時における最新のもの）に係る合計点数が、900点以上であること。
- (8) 年間を通じて、終日の連絡体制及び施工体制（以下「連絡体制等」という。）が整備できること。

(技術的要件)

第4条 申請者は、次の技術的要件を満たさなければならない。

- (1) 常時雇用者として主任技術者又は監理技術者を専任で従事させることができること。
- (2) 工事の施工及び施工時の安全確保に必要な資機材を配備できること。
- (3) 道路上の工事にあつては、必要な交通整理員を適正に配置できること。
- (4) 配管工事にあつては、熟練した技能を有する継手技術者を配置できること。
- (5) 修理及び施行方法等について、事前に当局職員と協議のうえ決定できること。
- (6) 当局の指示に従うとともに、現場の状況に応じて適切に対応することができること。

(申請者の募集)

第5条 申請者は、2年ごとに募集するものとする。

- 2 前項の募集は別表に示す行政区ブロック（以下「ブロック」という。）ごとに、水道施設、下水道施設に区分して行うものとする。ただし、水道施設、下水道施設の双方に応募することを妨げない。
- 3 第1項の募集の詳細は、登録期間の初日の概ね2か月前に総務部契約会計課、水道部管理課及び下水道部管理課において掲示するとともに、当局のホームページにおいて公表するものとする。

(申請手続)

第6条 申請者は、緊急工事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が指定する期日までに、管理者に申請しなければならない。

- (1) 緊急連絡表（様式第2号）
- (2) 協力会社一覧表（様式第3号）
- (3) 経営事項審査結果通知書（写し）

(登録)

第7条 管理者は、前条の申請に不備がなく、申請者が第3条の登録資格及び第4条の技術的要件を満たしていると認めるときは、当該申請者を緊急工事業者に登録するものとする。

- 2 登録期間は、第5条の募集をした年度の翌年度の4月1日から2年間とする。
- 3 水道部管理課又は下水道部管理課は、水道施設、下水道施設ごとに、緊急工事業者に登録された者（以下「登録業者」という。）の社名、担当するブロック、当番月、発注する順位等を記載した名簿（以下「登録名簿」という。）を作成するものとする。

る。

4 登録名簿は、総務部契約会計課、水道部管理課及び下水道部管理課に掲示する。

(当番月の連絡体制等)

第8条 登録業者は、当番月においては連絡体制等を整備し、緊急工事発生時の対応に備えなければならない。

2 連絡体制等の整備に要する経費は、登録業者の負担とする。

(登録業者以外の者に発注する緊急工事に係る契約事務)

第9条 第2条第1項及び第2項の規定により登録業者以外の者に発注する緊急工事における契約事務の手続は、次のとおりとする。

- (1) 工事発注課は、発注しようとする緊急工事につき、複数者の見積書など必要書類を添付した経費支出伺を作成し、その施行及び支出について予定価格に応じた専決権者の決定を得たうえで、緊急工事施工指示書(様式第4号。以下「指示書」という。)を選定された登録業者(以下「施工業者」という。)に提示する。
- (2) 指示書の内容を承諾した施工業者は、緊急工事施工請書(様式第5号。以下「請書」という。)を工事発注課に提出する。
- (3) 工事発注課は、請書に基づき、施工業者と協議のうえ工事を発注する。
- (4) 工事発注課は、経費支出伺及び必要書類を契約会計課に提出し、概算契約の締結を依頼する。
- (5) 契約会計課は、経費支出伺の支出予定額により契約の決定を得て、施工業者と概算契約書(様式第6-1号、6-2号)を締結する。
- (6) 工事内容の確定後、工事発注課は、速やかに設計書及び設計金額に基づく経費支出伺を作成し、必要書類を添付したうえで、当該工事の施行及び支出について専決権者の決定を得る。
- (7) 工事発注課は、経費支出伺及び必要書類を契約会計課に提出し、変更契約の締結を依頼する。
- (8) 契約会計課は、見積執行伺、予定価格調書の決定を得て、施工業者と価格交渉を行い、契約金額を決定する。
- (9) 契約会計課は、契約変更の決定を得て、決定した契約金額により施工業者と変更契約書を締結する。

(原課契約の事務手続)

第10条 前条の規定にかかわらず、原課契約(専決により工事発注課において締結する工事契約をいう。)に係る契約事務の手続は、次のとおりとする。

- (1) 工事発注課は、発注しようとする緊急工事につき、複数者の見積書など必要書

類を添付した「緊急工事の施工及び発注について」（様式第 7 号）を作成し、工事発注課長による施行の決定を得たうえで、指示書を業者に提示する。

- (2) 指示書の内容を承諾した施工業者は、請書を工事発注課に提出する。
- (3) 工事発注課は、請書に基づき、施工業者と協議のうえ工事を発注する。
- (4) 施工業者は概算額による緊急工事の概算請書（様式第 8 号）を提出する。
- (5) 工事内容の確定後、工事発注課は、速やかに設計書を作成するとともに設計金額に基づく予定価格を設定し、施工及び見積執行伺兼予定価格調書（様式第 9 号）の決定を得て、施工業者と価格交渉を行うことにより契約金額を決定する。
- (6) 工事発注課は、契約伺（様式第 10 号）により契約の決定を得る。
- (7) 施工業者は、決定した契約金額による工事請書（変更）（様式第 11 号）を工事発注課に提出する。

2 前項の規定にかかわらず、施工業者は、工事開始前に工事金額が判明しているときは概算請書を提出することができる。この場合において施行業者は、請書の提出を省略することができるものとする。

3 前項の場合において、同項第 3 号中「請書」とあるのは、「概算請書」と読み替えるものとする。

（登録業者に発注する緊急工事に係る契約事務）

第 11 条 第 2 条第 3 項の規定により登録業者に発注する緊急工事の契約事務の手続は、次のとおりとする。

- (1) 工事発注課は、登録名簿に定める順位に従って、緊急工事を発注する登録業者を選定する（当該登録業者に連絡が取れない場合など、速やかな着工が見込めないときは次順位の登録業者とする。）。
- (2) 工事発注課は、発注しようとする緊急工事につき、概算見積額により、必要書類を添付した経費支出伺を作成し、その施行及び支出について予定価格に応じた専決権者の決定を得たうえで、指示書を施工業者に提示する。
- (3) 前 2 号以外の手続については、第 9 条第 2 号から第 9 号までの規定を準用する。

（契約の変更）

第 12 条 第 9 条第 1 号若しくは前条第 2 号による施行及び支出の決定又は第 10 条第 1 号による施行の決定の内容について、工事内容が確定するまでに、次のいずれかの変更が生じることが明らかとなった場合は、変更後の工事内容に応じた専決権者の決定を得なければならない。

- (1) 契約金額が増額となる場合（専決権者に変更がない範囲の増額を除く。）
- (2) 施工範囲を拡大し、又は工期を延長する場合

(登録の取消し等)

第13条 登録業者は、第3条の登録資格又は第4条の技術的要件を満たさなくなったときは、速やかに書面により届け出なければならない。

2 管理者は、登録業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがある。

(1) 前項の届出があった場合のほか、登録業者が第3条の登録資格又は第4条の技術的要件を満たさなくなったと認めるとき。

(2) 登録業者が上下水道に関する法令等に違反したとき。

(3) 登録業者が偽りその他不正の手段により申請したことが判明したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が登録業者として適当でないと認める行為があったとき。

(雑則)

第14条 工期が極めて短期間になる場合等、契約会計課長が特に必要と認めるときは、第9条から第12条までに規定する手続を一部省略することができる。

2 管理者は、特別の理由があるときは、第2条第3項に定める緊急工事を登録業者以外の者に施工させることができる。

3 この要領の規定は、物品等の調達契約による緊急修繕等に準用する。この場合において、随契ガイドラインは京都市上下水道局物品等の調達に係る随意契約ガイドライン、表中1(1)又は3は表中2(1)又は6と読み替えるものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めがない事項については、京都市上下水道局契約規程及び関係法令によるほか、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 緊急工事登録の希望者募集要綱は廃止する。

(経過措置)

3 要領第7条及び第9条の規定にかかわらず、令和7年度については、廃止前の緊急工事登録の希望者募集要綱第5条第2項による登録名簿に基づき工事を発注することとし、緊急事案が発生したブロックの当番月の登録業者のうち、同名簿の左側から順に選定するものとする。

別表（第5条関係）

行政区ブロック

| ブロック | 行政区         |
|------|-------------|
| A    | 北区 上京区 右京区  |
| B    | 左京区 東山区     |
| C    | 中京区 下京区 南区  |
| D    | 山科区 伏見区 西京区 |